尼崎市立下坂部小学校水泳授業指導業務

委託事業者プロポーザルによる質問及び回答

（令和７年２月２０日回答）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　目 | 質　　問　　内　　容 | 回答 |
| １ | 参加資格 | 3月より市内に営業所を開設します。その場合は準市内業者または市外業者のどちらにあたるでしょうか？  また、市税の納税義務はまだ発生していないため、納税証明は不要という認識でよろしいでしょうか？ | ３月から営業所を開設するにあたって証明となるものがありましたら、根拠資料を提出してください。証明内容が確認できましたら準市内業者とさせて頂きます。  また、市税の納付義務はまだ発生していないということですが、貴社におかれましての現在納めている市町の納税証明を提出してください。 |
| ２ | 募集要項  ６提出書類等 | 企画提案書の枚数は上限3枚とのことですが、表紙は枚数に含まれますか？  また、別添資料の量に制限はありますか？ | 表紙は枚数に含みません。  また別添資料の量に制限はありません。 |
| ３ | 仕様書  ６（２）報告書 | 児童の水泳技能進捗データ等はどのようなフォーマットで提出を希望されますか？ | エクセル等のデータの予定をしておりますが、型の指定はございません。仕様書「６　提出書類及び報告書」（２）報告書（３）提出方法の内容に則ることとします。 |
| ４ | 仕様書  ５（２）実施回数 | 1回の水泳指導は1時間単位として、6学年×5回（日）で最大30日（1回／日）の解釈でよろしいでしょうか | 最大３０日ですが、１日に複数学年を実施する等の実施方法は可能です。 |
| ５ | 仕様書  ５（７）イ | 配置人数2名以上とありますが監視員が監視業務に集中させる為、先生はプールサイドに帯同され、児童のトイレや体調不良者のフォローはしていただけますか？ | 教員が対応します。 |
| ６ | 仕様書  ５（８）ア | 見学スペースは見学者の体調面を考慮して、観覧席でも可能ですか。その場合先生が1名お子様に帯同が可能ですか。（プールサイドが衣類着用の場合非常に暑いと予想されるため） | 可能です。その場合教員が対応します。 |
| ７ | 仕様書  ５（８）ア | プールサイドの広さについて、児童が安全にすれ違う広さに規定（何メートル）はございますか | 何メートルといった具体的な規定はありません。 |
| ８ | 仕様書  ５（８）エ | エ　当施設は建設年月が古くバリアフリーが出来ていない場所が多くございます。その場合、人的に対応することは可能でしょうか。 | 可能です。事前にインストラクターと教員で綿密な打ち合わせを行うようにします。 |
| ９ | 仕様書  ７（３） | 契約単価（大型バス1台）等の記載がございますが、マイクロバスを数台使用することも可能でしょうか。 | 可能です。仕様書「５業務内容（９）カ」にあるように、対象校からのバス乗車が道路上になるため、スムーズ且つ安全な乗降りができるようにしてください。 |
| 回答修正箇所  １０ | 仕様書  （１０）再委託について | 施設側から水泳指導を受託している会社が小学校水泳指導業務を行うことは可能ですか  経営（フロン業務）会社と指導業務会社が異なる場合です。 | 水泳指導業務を行う会社は応募可能です。ただし、施設の運営だけを行う会社は応募できません。  （施設を運営しているだけの会社が水泳指導を別の会社に委託して水泳指導業務を行うことは仕様書「８その他特記事項（１０）再委託について」に該当します。 |
| １１ | 仕様書  ８（８） | 保険の加入金額や補償金額は決まっていますか。 | 特に決まりはございませんが、尼崎市では児童にはスポーツ振興センターの保険を適用しています。 |
| １２ | 仕様書  別表 | 水泳指導の午前の開始は、午前8時45分から開始でよろしいでしょうか。 | 仕様書の校時表は令和６年度のものですので、変更がある場合があります。開始時間は対象校との協議により決定します。 |
| １３ | その他 | 小学校水泳教室実施時間中に、会員の皆様が施設を利用することは可能ですか。 | 水泳授業用に十分コース等をとることができるようでしたら可能です。 |
| １４ | 募集要  項４ページ目１０審査方法  （１）ア | 発表の際、補足や詳細の説明として、提出した資料以外の資料を投影等で使用することは可能でしょうか | 可能です。その場合は事前に連絡をお願いします。 |
| １５ | 仕様書  ２ ペー  ジ目（２）イ | イ 水泳指導業務として対象校と協議の上、原則令和  ７年６月９日（月）～７月３１日（木）（学校登校日に  限る。ただし、学校行事のある日を除く。）とございま  すが、7 月はいつまで実施可能となりますでしょうか。  学校側と協議の上、夏休み期間に学校登校日があれば  実施は可能と考えてよろしいでしょうか。 | 日程については対象校と協議の上決定することとします。原則、終業式の前日までとします。期間を７月３１日までとしている理由は、不測の事態等で１学期の期間が延びた場合を想定しています。 |